

平成28年12月15日

報道機関各位

担当課	政策企画課
担当者	主事 黒田 大
電話	0957-38-3111
F A X	0957-38-3514
メール	kikaku@city.unzen.lg.jp

雲仙市地域おこし協力隊員の募集開始について

雲仙市地域おこし協力隊の募集を下記のとおり開始いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ 募集人員

雲仙市地域おこし協力隊員 1名

(国見、瑞穂地区 1名)

○ 主な活動内容

(1) 定住促進のための空き家の実態調査並びに空き家対策の企画検討及び情報発信

(2) 農村生活体験など都市との交流事業の企画

(3) 地域づくり団体等の活動の応援

(4) 地域資源の情報発信

(5) その他地域づくりに寄与する活動

○ 応募条件

・申し込み時点で3大都市圏をはじめとする都市地域(※1)から雲仙市内に生活の拠点を移し、住民票を移動できる方

・平成28年4月1日現在において、年齢が20歳以上概ね60歳までの方

・地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方

○ 募集期限

平成29年1月16日(月) ※必着

地域おこし協力隊とは・・・

地方自治体が、都市住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらいながら、その定住・定着を図り、地域の活性化を目指す。

詳しい内容については、雲仙市ホームページをご覧ください。

http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=19566

※1 都市地域とは次の法律の対象地域又は指定地域を有しない市町村のことをいう

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)